

伊達市地区赤十字奉仕団活動助成金交付要綱

第1条 日本赤十字社福島県支部伊達市地区（以下「地区」という。）は、伊達市内の地域奉仕団（以下「奉仕団」という。）に対し、活動助成金をこの要綱により交付するものとする。

第2条 奉仕団活動助成金の交付の対象となる活動は、次によるものとする。

- (1) 赤十字思想の普及並びに社員増強に関する奉仕活動
- (2) 献血推進業務の支援に関する奉仕活動
- (3) 災害救護に関する奉仕活動
- (4) 公共性のある各種ボランティア活動
- (5) その他赤十字思想を達成するために必要な奉仕活動

第3条 交付を受けようとする奉仕団は、予算、決算、活動計画及び活動実績が記載されている総会資料等を添付すること。

第4条 活動助成金の交付額は、次の事項を勘案し、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 活動計画、活動実績、奉仕団の運営状況
- (2) 前年度の収支決算書
- (3) 団員数及び支部行事への協力状況

第5条 活動助成金の交付を受けた奉仕団は、年度終了後2ヶ月以内に収支決算書及び活動実績書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日より適用する。